○ 栄養マネジメント加算及び経口移行加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について(平成17年9月7日老老発第0907002厚生労働省老 健局老人保健課長通知)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正前

1 栄養ケア・マネジメントの実務等について

(1) (略)

(2) 栄養ケア・マネジメントの実務

ア・イ (略)

ウ 栄養ケア計画の作成

① 管理栄養士は、前記の栄養アセスメントに基づいて、入所(院) 者のi)栄養補給(補給方法、エネルギー・タンパク質・水分 の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事 項等)、ii) 栄養食事相談、iii) 課題解決のための関連職種の 分担等について、関連職種と共同して、別紙2の様式例を参照 の上、栄養ケア計画を作成する。なお、指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号) 第12条若しくは第49条において準用する第12条、介護老人保健 施設の人員、施設及び整備並びに運営に関する基準(平成11年 厚生省令第40号) 第14条若しくは第50条において準用する第14 条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する 基準(平成11年厚生省令第41号)第15条若しくは第50条におい て準用する第15条において作成することとされている各計画の 中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、 その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるも のとする。

②・③ (略)

工 (略)

オ 栄養ケアの実施

①~④ (略)

⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の

改正後

1 栄養ケア・マネジメントの実務等について

(1) (略)

(2) 栄養ケア・マネジメントの実務

ア・イ (略)

ウ 栄養ケア計画の作成

① 管理栄養士は、前記の栄養アセスメントに基づいて、入所(院) 者のi)栄養補給(補給方法、エネルギー・タンパク質・水分 の補給量、療養食の適用、食事の形態等食事の提供に関する事 項等)、ii) 栄養食事相談、iii) 課題解決のための関連職種の 分担等について、関連職種と共同して、別紙2の様式例を参照 の上、栄養ケア計画を作成する。なお、指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号) 第12条若しくは第49条において準用する第12条、介護老人保健 施設の人員、施設及び整備並びに運営に関する基準(平成11年 厚生省令第40号) 第14条若しくは第50条において準用する第14 条又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83 号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するも のとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関 する基準(平成11年厚生省令第41号)第15条若しくは第50条に おいて準用する第15条において作成することとされている各計 画の中に、栄養ケア計画に相当する内容をそれぞれ記載する場 合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることがで きるものとする。

②・③ (略)

エ (略)

オ 栄養ケアの実施

①~④ (略)

⑤ 管理栄養士は、栄養ケア提供の主な経過を記録する。記録の

内容は、栄養補給(食事の摂取量等)の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条若しくは第49条において準用する第8条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条若しくは第50条において準用する第9条又はする指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第10条若しくは第50条において準用する第10条に規定するそれぞれのサービスの提供の記録において管理栄養士が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。

カ~ケ (略)

2 経口移行加算等について

経口移行加算にかかる経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、別紙2の栄養ケア計画の様式例を準用する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条若しくは第49条若しくは第61条において準用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第14条又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条若しくは第50条若しくは第62条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

なお、栄養マネジメント加算を算定している入所(院)者にあって は、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。 内容は、栄養補給(食事の摂取量等)の状況や内容の変更、栄養食事相談の実施内容、課題解決に向けた関連職種のケアの状況等について記録する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第8条若しくは第49条において準用する第8条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第9条若しくは第50条において準用する第9条又はする健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第10条若しくは第50条において準用する第10条に規定するそれぞれのサービスの提供の記録において準用する第10条に規定するそれぞれのサービスの提供の記録において管理栄養士が栄養ケア提供の経過を記録する場合にあっては、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために栄養ケア提供の経過を記録する必要はないものとする。

カ~ケ (略)

2 経口移行加算等について

経口移行加算に係る経口移行計画及び経口維持加算に係る経口維持計画については、別紙3の様式例を参照の上、作成する。なお、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第12条若しくは第49条において準用する第12条、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第14条若しくは第50条において準用する第14条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第15条若しくは第50条において準用する第15条において作成することとされている各計画の中に、経口移行計画又は経口維持計画に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもって経口移行計画又は経口維持計画の作成に代えることができるものとする。

なお、栄養マネジメント加算を算定している入所(院)者にあって は、栄養ケア計画と一体のものとして作成する。

経口移行・経口維持計画 (様式例)

別紙3

氏名	性別 □男 □女	生年月日 年 月 日		犬態 用中の義歯がある 助が必要である	算定加算 □経口移行加算 □経口移行加算(I) □経口維持加算(I)及び(I) 協力歯科医療機関名 ()			
摂食・嚥下機能検査の実施* □水飲みテスト □頚部聴診法 □嚥下内視鏡検 □認知機能に課題あり(検査不可のため食事の観*	検査実施日* 年 月 日	検査結果や観察等を通して把握した課 題の所在 □認知機能 □咀嚼・口腔機能 □嚥下機能						

1. 経口による継続的な食事の摂取のための支援の観点*

※ 当欄の項目に関しては、食事の観察及び会議を月1回実施の上、記入してください。										
食事の観察を通して気づいた点 食事の観察の実施日: 年 月 日										
食事の観察の参加者:□医師 □歯科医師 □管理学 専門員	養士/栄養士 □歯科衛	生士 口言語聴覚士 口作業	療法士	□理学療法士	□看護職員	員 □介護職員 □介護支援				
① 上半身が左右や前後に傾く傾向があり、座	口はい 口いいえ									
② 頚部が後屈しがちである	□はい □いいえ									
③ 食事を楽しみにしていない	□はい □いいえ									
④ 食事をしながら、寝てしまう	□はい □いいえ									
(5) 食べ始められない、食べ始めても頻繁に食 (6) 食事又はその介助を拒否する	□はい □いいえ □はい □いいえ									
⑦ 食事に時間がかかり、疲労する	□はい □いいえ									
⑧ 次から次へと食べ物を口に運ぶ		□はい □いいえ								
⑨ 口腔内が乾燥している						□はい □いいえ				
⑩ 口腔内の衛生状態が悪い		□はい □いいえ								
① 噛むことが困難である(歯・義歯の状態又		□はい □いいえ								
② しての電告は美術がなる。でいない		□はい □いいえ								
(13) 上下の奥歯や義歯が咬み合っていない		□はい □いいえ □はい □いいえ								
⑤ 口腔内に食物残渣が目立つ	□・□ ロから食物や唾液がこぼれる □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □									
(6) 食物をなかなか飲み込まず、嚥下に時間か		□はい □いいえ □はい □いいえ								
① 食事中や食後に濁った声になる	□はい □いいえ									
18 一口あたり何度も嚥下する	□はい □いいえ									
⑨ 頻繁にむせたり、せきこんだりする										
② 食事中や食後に濁った声に変わる	□はい □いいえ									
② 食事の後半は疲れてしまい、特に良くむせ	□はい □いいえ									
② 観察時から直近1ヶ月程度以内で、食後又 ③ 食事の摂取量に問題がある(拒食、過食、	□はい □いいえ □はい □いいえ									
多職種会議における議論の概要	<u> </u>									
会議実施日: 年 月 日										
会議参加者:□医師 □歯科医師 □管理栄養士/ਤ	栄養士 □歯科衛生士	□言語聴覚士 □作業療法士	□理学	療法士 口看護	職員 口が	↑護職員 □介護支援専門員				
経口による継続的な食事の摂取のための支援	①食事の形態・とろ	推持 □変更								
の観点	②食事の周囲環境	推持 □変更								
	③食事の介助の方法				□現状約					
	④口腔のケアの方法									
	⑤医療又は歯科医療受療の必要性 口あり									
算定加算	担当職種	いた点、ア	7ドバイス等							
経口維持加算(I)										
経口維持加算(Ⅱ)										
食事形態の種類・とろみの程度 ※日本摂食・嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2013 やその他嚥下調整食分類等を参照のこと										

2. 経口による食事の摂取のための計画 ※ 栄養ケア計画や施設サービス計画において記入している項目は、下記の該当項目の記入は不要です。また、初回作成時及び前月から変更がある場合に記載して下さい。

小 不良 /	7 計画で施設 7 これ計画	1C 05 0 · C B	L/C	C 0 - 0 -	яцю,	1 11007153	- 740	7667(16-1-3	2 () . 6/2	· MEI IFAN	× 0.01/17	500000	יו נפיי טיי	71000	W C L C	, 0 - 0
初回作成	日 (作成者)	年	月	日	()							
作成(変更	D) 日(作成者)	年	月	日	()							
入所(院)者	省又は家族の意向								同意者の (※初回作	サイン f成時及び大幅	な変更時)	説明と同語 (※初回作 年	成時及	けた日 なび大幅 月	な変更時) 日	
47 14 4												1 7		,,		
解决 9	「べき課題や目標、 目標期間															
経口によ る食事の 摂取のた めの対応	経口移行加算															
	経口維持加算(I)*															
	経口維持加算(Ⅱ)*															

[※] 経口移行加算を算定する場合は、*の項目の記入は不要です。